

液体窒素容器検査所 開設に関するお知らせ

2005年5月頃、低温液化室内に液体窒素容器検査所(超低温容器検査所)を開設する予定です。つきましては、開設に先だて検査所の概要をお知らせします。なお、詳細については変更することもありますのでご了承下さい。

また、低温液化室では法人化に伴いコンプライアンスの強化をはかっておりますが、**2005年6月より無検査容器への液体窒素の汲み出しを禁止^{※1}**いたしますので、容器所有研究室においては**「無検査容器」の検査実施^{※2}**をお願いします。

検査を必要とする液体窒素容器

蒸発器を備えた自加圧型の液化窒素容器(図1)が検査対象となります。自加圧型の液体窒素容器(法令上は超低温容器に分類)は、「定期的に検査を受け、それに合格すること」が**高圧ガス保安法で義務づけられており**、その検査期間は容器の製造年月日により異なります^{※3}。なお、開放型の窒素容器・液体ヘリウム容器は検査対象外です。



図1 自加圧型液体窒素容器の例

検査費用

検査で使用する窒素代を検査費用として請求します。おおむね表1の価格を予定しております。その他、付属品等、交換・修理する必要がある場合は実費を請求いたします。

検査概要

- 外観検査** 外見上、大きな傷、故障等がないか確認します。
- 気密試験** 容器の気密性について窒素ガスを用いて検査します。
- 断熱性能試験** 容器の断熱性能について液体窒素を用いて検査します。
- 付属品検査** 容器付属品(圧力計・安全弁)の性能を検査します。

当検査所で検査可能な容器

300L 以下で最高充填圧力 0.4MPa 以下の液体窒素容器が検査可能です。

部局	容器	検査費用 (容器1本当り)
物 性 研	50L 容器	1,125 円
	100L 容器	2,250 円
	250L 容器	5,625 円
所 外	50L 容器	1,500 円
	100L 容器	3,000 円
	250L 容器	7,500 円

表1 容器検査費用の目安

検査時期・期間等

検査時期が集中するのをさけるため、部門ごとに時期を決めて検査を行います^{※4}。検査にかかる期間は1週間程度を予定しております^{※5}。また、「液化窒素容器管理委託に関する覚書」にて液化室に管理委託された容器については再検査の時期を液化室からお知らせします。

- ※1 液化室の容器検査所にて検査を受ける予定の容器に関しては適用除外予定です。また、外部業者に委託して検査を行う予定の場合も適用除外としますが、その日程等詳細について報告を必要とするほか、検査成績書を液化室に提出して頂く予定です。
- ※2 外部業者に委託して検査を受けることもできますが、この機会に是非液化室をご利用下さい。
- ※3 製造より20年を経過している容器は最短で1年に一回検査が必要となります。
- ※4 新しい容器(1998年以降に購入された容器)については、検査時期を次年度に繰り下げる場合があります。
- ※5 開設当初は検査設備の追加等が予想される為、容器の引渡しまで時間がかかる場合がありますのでご了承ください
- ※6 希望される研究室には、容器検査期間中液化室所有の液化窒素容器(内容積100L)を貸し出します。

その他、不明点等ありましたら低温液化室までご連絡ください。

低温液化室

内線 6315 E-mail : ekika@issp.u-tokyo.ac.jp